

地域医療機関からの医師配置要請に関する取扱要綱

制 定 平成25年 1月4日

最終改正 平成30年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）に対して地域医療機関から医師配置要請があった場合の取扱いに関し、その基本的事項を定める。

(事項)

第2条 本学が取り扱う医師配置要請は、当該講座に新たに要請のある地域医療機関からの常勤医師の配置要請とし、従来からの継続分は除く。ただし、継続分であっても、県内公的病院等の運営・存続に重大な支障があり、緊急に医師配置を行う必要があると学長が判断した場合は、取り扱うものとする。

(医師の配置)

第3条 学長は、地域医療機関の長から医師の配置要請にかかる文書の提出があった場合には、地域医療機関医師適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）に支援の必要性の有無について諮問するものとする。

2 委員会は、学長からの諮問を受け、支援の必要性の有無について総合的に判断し、その審議結果を学長に答申するものとする。

3 学長は、委員会の答申を受け、支援の必要性がある場合には、該当講座あて医師の推薦を依頼し、その回答をもって地域医療機関の長に回答するものとする。

4 配置については、退職しての配置又は地域医療機関内に寄付講座を設置しての配置のいずれかの方法により配置を行うものとする。

(公表)

第4条 学長は、毎年1回、地域医療機関への医師配置に関する活動状況の取りまとめを行い、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。